

元禄期における経済環境の変化と材木商業資本

——木曽山森林資源の限界と在方材木商人の複合経営化——

大崎晃

一 問題の所在——山伐仕出の減少と材木商——

二 元禄期以前の山伐仕出

三 複合経営に向う材木商

四 経営転換時の事業的背景

五 結語に代えて——その後の進路をめぐつて——

一 問題の所在——山伐仕出の減少と材木商——

延享二巳年分

一貳万六千七百九数

同三寅年分

一八万七千八百拾壹数

同四卯年分

一壹万七千九百四拾三数

寛延元辰年分

一貳万百貳拾五数

元禄期における経済環境の変化と材木商業資本

今回の課題を進めるにあたり、最初に木曽山域における当時の山伐仕出の推移を概括しておくことが必要である。しかし前近代では諸事象についてそれを定量的・時系列的に追跡できる数値の存在はきわめて少なく、それとの遭遇は偶然に近い。木曽山の場合も例外ではなく、所三男氏が見つけて表に整理し、著書『近世林業史の研究』に掲載した「木曽惣山并三ヶ村御材木員数⁽¹⁾」は貴重である。本稿もこれを基点に始めたいが、この表には六ヵ所程筆者と見解を異にする部分があるので、まず表の改訂を試みた

上で使用するが、数値的的前提となる「御材木員數⁽²⁾」を次に掲げておく。

寛文五巳年より安永^(マツ)六酉年迄木曽惣山并

追々三ヶ村七宗山より仕出候御材木共其外惣木數員數

寛文五巳年迄元文三年迄

一壹億六千七百三拾壹万四千九百七拾九数

元文四未年迄延享元子年迄

一八拾万七千五百六拾九数

延享二巳年分

一貳万六千七百九数

同三寅年分

一八万七千八百拾壹数

同四卯年分

一壹万七千九百四拾三数

寛延元辰年分

一貳万百貳拾五数

同二巳年分

一弐万四千五百七百八拾六数

同三午年分

一八万五千四百八拾五数

宝曆元未年分

一六万九百七数

同弐申年分

一拾六万九千九百弐拾八数

同三酉年分

一四拾四万九千八百五拾弐数

同四戌年分

一三拾六万七千七百六拾弐数

同五亥年分

一四拾弐万弐千八百七拾四数

同六子年分

一弐拾五万弐千八百七拾七数

同七丑年分

一弐拾八万三千八百七拾七数

同八寅年分

一弐拾七万弐千九百七拾弐数

同九卯年分

一拾八万三千八百七拾六数

同十辰年分

一三拾四万三千九拾六数

同断

同十一巳年分

一四拾四万四千九百四数

同十二午年分

一弐拾八万八千弐百六拾三数

同十三未年分

一四拾万弐千六百五拾三数

明和元申年分

一三拾六万四千八百八拾九数

同二酉年分

一三拾五万三千二百四拾五数

同三戌年分

一弐拾八万八千百七拾三数

同四亥年分

一弐拾万四百三拾弐数

同五子年分

一六拾九万七千弐拾五数

同六丑年分

一拾壹万六百九数

同七寅年分

一六拾五万九千八百数

同八卯年分

一四拾三万九千六拾弐数

安永元辰年分

一弐拾七万四千六百拾数

同断

同二巳年分

一拾九万四千四百八拾三数

同断

一拾六万三千百拾壹数

同断

同三午年分

一三拾四万四千六百九拾四数

同断

延享二丑年迄安永四未年迄

木数メ八百武拾九万四千四百五拾四数

寛文五巳年より安永四未年迄

惣木都合壹億七千六百四拾壹万七千式数

ここから導いた「表1」は、木曽山域の山伐仕出が、元文期で区切った場合の近世前期に比べて、後期は大幅に減つたことを示す。しかしこの括弧の数表では減少に転じた時期や過程等は何もわからず、それを知るには別の記録が必要である。

そこで濃州恵那郡裏木曾三カ村の山伐仕出事情についてみると、「三ヶ村之義者何之時來も無御座所ニ而、御押領已前より御免板壹万枚被下置百姓中本切仕り角倉へ壳拂、其影ニ而御年貢諸役相勤候所、四拾年已前より御公儀江壳上申候へと被為仰付、板角ニ伐替式拾八年(寛文三年)以前迄壳上申候、檜尺之中瓦櫛物ニ切替へ拾六年(延享三年)以前迄壳上申候、白鳥買上之儀者拙者共ニ被為仰付候、其以後商人並ニ者被為仰付間敷候間、分分ケニ仕り拙者共戈覺之金子ニ而百姓中ニ本切為仕候へと被為仰付畏奉存、当年迄拾六年(元禄四年)三分壹厘之分分ケニ而仕出申候、錦織物依頼代金も戈覺之金子ニ而相拂御勘定之節請取申候、先年者摺三万三千丁宛仕出候へ共、近年者木数も出来不申漸く武三千丁宛仕出申候、木品悪敷罷來山出入用も大分懸り仕当ニ相不申

候、其上式三年者諸木下直ニ御座候へ年々損金仕り問屋分右衛門方ニ大分之借金ニ罷來、去ル午未両年御請仕候七千五百丁内漸く半分川狩仕り、残ル分山本仕拂川狩仕り義罷成不申之間少々之家賤をも金ニ代替拂申、川狩之儀者問屋分右衛門を頼川狩仕置ニ御座候(以下略)元禄四年 恵那郡川上・付知・加子母村 各庄屋⁽³⁾とあり、山伐仕出の好況は延宝期以前あるいは寛文・延宝期迄と推定される。すると「表1」の寛文一元文期は、長い近世全体の中では山伐仕出減少の開始期あるいは転換の過渡期と位置づけられる。

さて、このように時代設定をした上で今回の目標を、近世木曽山林業史において採材が進んだ結果資源賦存量が減少し、山伐仕出活動にかけりがみえ始めた元禄期前後、この事態に直面した材木商人の対応行動の検証において。もつとも同じ目論みの一部は、すでに本誌前号拙稿⁽⁴⁾で報告したが、本稿はその続報でもある。この点に関しては、この時期以後在方材木商大山屋神戸家の経営変容過程について、すでに大石慎三郎氏の名著がある。

その中で同氏は神戸家が最終的には自ら開発した新田の地主として寄生化していく前史として、商利貸付・商品売買等を兼業する多角経営時代にも要領よく触れているが、主題はあくまで町人請新田経営とその史的意義においている。これに対し本稿は神戸家を例に、転機に立つ材木商の対応の内容とその時代状況の追跡を試みたものである。

二 元禄期以前の山伐仕出

近世の木曾における組織的林業の始りは、「相國様中納言殿へ木曾を被⁽⁵⁾遣候意趣ハ尾張にうき所務無之候、木曾より年々構式万丁宛出候致構を千村

〔表1〕 木曽山・裏木曾仕出材木総数

年 度	材 種	木 数	年平均木数
寛文5年～元文3年 (74年間)		167,314,979	2,261,013
元文4年～延享元年 (6年間)		807,569	134,595
延 享 2 年		26,079	
3		87,811	
4		17,943	
寛 延 元 年		20,125	
2		24,576	
3		85,485	
宝 曆 元 年		60,907	
2	板・樽共	169,928	
3	"	449,852	
4	"	367,762	
5	"	422,874	
6	"	252,298	
7	"	283,877	
8	"	272,912	
9	"	183,876	
10	"	343,096	8,294,454 (31年間)
11	"	444,904	267,563
12	"	288,263	
13	"	402,653	
明 和 元 年	"	364,889	
2	"	351,345	
3	"	288,173	
4	"	200,432	
5	"	697,025	
6	"	111,609	
7	"	659,800	
8	"	439,062	
安 永 元 年	"	274,610	
2	"	194,483	
3	"	163,111	
4	"	344,694	
寛文5年～安永4年 (111年間)		176,417,002	1,589,342

出所史料 「安永七年 寛文五巳年ヨリ安永六酉年迄木曾惣山并三ヶ村七宗山御林惣木數員数控」
(徳川林政史研究所蔵)

右之分御勘定仕上候、若相違之儀御座候者何時も仕直し上可申候以上

元和式年丙辰九月廿一日

山村七郎右衛門書判

(駿府勘定所の帖紙)
〔御勘定所〕

(慶長十七八年)
子・丑両年の拝領摺合計五四万丁の内訳は、禁中作事に三万丁、角倉与一(了以の子、以後歴代襲名)に二〇万丁、木曾代官千村平右衛門・山村七郎右衛門に一六万丁、その他一五万丁と、豪商角倉の此重がもつとも大きかつた⁽⁸⁾が、その後角倉家と千村家は本伐仕出から撤退し山村家が残った。

この頃の山伐仕出經營がどのようなものだったかは仕切状を未見のため不詳だが、先の記録に「木曽弓役ニ而錦織まで出し候」とあつたり、以後山村家の仕出には藩庁より本切・川狩の経費が支給された点等を考慮する

と、この時代の山伐仕出は藩営事業すなわち御用仕出だつたと考えられる。次の経費請取書からもこの頃山村家が山伐仕出に携わっていたことが実証される(表2)参照。

請取申金子之事⁽⁹⁾

(押切)
金五百両ハ小判也

右是ハ木曽山ニ而御材木御本切・川狩入用ともに請取申所実正也、御材木奉行所へ相渡此手形を以重而御勘定可申上候、為後日如斯候、已上

寛永拾五寅年二月十七日

山村甚兵衛印

島田戈兵衛殿
成田藤右衛門殿

一方名古屋の豪商尾州茶屋家は藩呉服師や御納戸所を勤め、その扶持

的意味で「私義毎年三ヶ村御板子八千枚宛拝領仕候、年数去寅切ニ御座候、不相替當年々も拝領仕候様ニ奉願候、左様無御座候而ハ勝手相続難仕候間

前々之通被下置候様奉願候、以上卯一月茶屋長曾父御勘定所⁽¹⁰⁾と板子八千枚を拝領し、以後も更新・継続された⁽¹¹⁾。拝領板子は山伐後に売却・換金され、売上額は時々の市場価で変動したが、板子の質と量の問題も反映してしだいに下降傾向にあつた。そしてこの仕出を請負つたのが名古屋の

材木商神戸分左衛門であつた。

(貞享三年)
寅年茶屋拝領板子手前本切御免諸木代請取申覚⁽¹²⁾

寅十二月十日

一金五百両

阿佐野市左衛門
本郷庄助印

是ハ拝領板子代之内請取申候

寅十二月廿七日

一金七百両

是ハ手前本切諸木代之内請取申候

同

一金三百拾八両

右同断印

右同断印

メ千五百拾八両寅曾入状ニ記

(以下略)

ここで茶屋家の拝領板子仕出の委託だけでなく、役木落札仕出すなわち

手前金仕出を行う神戸家が登場する。神戸家は犬山の神戸弥兵衛・弥左衛門を本家とし、名古屋の分左衛門と江戸の彦七郎の分家があり、延宝頃から広く活躍する。他にこの頃の仕出文書に屢々みられる分右衛門は分左衛

〔表2〕 山村甚兵衛木曽山本切仕出入用金請取額

年月日	請取銀	目的	証書差出先
	匁分		
寛永 15. 2. 17	500.	本切・川狩入用	島田戈兵衛、成田藤右衛門
15. 7. 11	1,000.	同上	同上、柘植庄左衛門他
15. 11. 26	1,500.	本切入用	同上
寛永 16. 2. 2	600.	御材木代金	同上
18. 2. 21	800.	本切入用	朝倉市郎兵衛、柘植庄左衛門
18. 3. 11	1,000.	御材木出金	同上
同上	1,607.2	本切入用	同上
同上	700.	同上	同上
19. 3. 11	1,000.	同上	鳥井作五右衛門、伊奈七右衛門
19. 12. 11	1,000.	谷中困窮借入	同上
19. 12. 13	1,000.	本切入用	同上
同上	500.	同上	同上
20. 3. 2	1,300.	同上	同上
20. 12. 11	1,000.	御材木代金	朝倉市郎兵衛、柘植庄左衛門
21. 1. 18	500.	本切入用	同上
21. 7. 11	500.	同上	鳥井作五右衛門、伊奈七左衛門
21. 10. 21	2,000.	同上	同上他
21. 12. 15	600.	同上	同上
正保 2. 2. 21	1,000.	同上	同上
3. 2. 11	1,391.	同上	同上
同上	1,000.	同上	同上
3. 7. 2	500.	同上	同上
同上	800.	同上	同上
3. 9. 2	500.	本切・川狩入用	同上
4. 1. 11	1,000.	同上	同上
同上	500.	本切入用	同上
4. 8. 11	1,200.	本切・川狩入用	同上
4. 11. 11	1,300.	本切入用	同上

出所史料 「寛永十五年～正保四年 材木元伐仕出記録 山村甚兵衛」(徳川林政史研究所蔵)

門と同謂なのか、あるいは縁者なのか目下詳かでないが、ここではとりあえず後者としておく。同家由緒書に「私先祖犬山湊役相勤候儀者、凡式百餘ヶ年より以前ニ而候由候得者初発之儀判然と相分り不申候、往古木曽方 大公義御山之御時節には、川並御番所一円無御座犬山御番所ニ而川丈御締方御勤来申候處、御持領後萬治年中御材木御役所相改り并川並所々御番所も御取建御座候由、依而往古之例を以黒瀬兼山御役済船手形ニハ、只今ニ至ル迄私名前宛一名ニ而下川並迄も一円通船仕候、(中略)惣領長藏家相続次男弥兵衛義私家世代ニ仕由候處、右弥兵衛へ木曽方飛驒方両川共御用被仰付御扶持方拾人分被下置并御国奉行所々御壁書相渡り申候、右御壁書只今ニ所持仕候(以下略) 未七月(文化八年) 神戸弥兵衛(13) とある。延宝から元禄にかけて在方材木商の中心になつていく犬山屋神戸家の活動を、次章で追跡しよう。

三 複合経営に向う材木商

以上みてきたように仕出山原本木賦存量の払底が顕存化する近世中期、豪商への拝領材払下げや代官への扶持高並の給付が廢止されるが、山元領民にとつて採・運材稼ぎの重要性は減少するものではなかつた。もつとも資源減少のため生産対象は材木から伐跡仕出による構瓦木等割物が中心になり、樹種も檜より建具・桶材用の楓が増加し、一回当

たりの仕出規模は縮小した。しかし藩による御用仕出の規模が小さくなつたとはいえ、庄屋等仕出山在郷元締にとっては仕出資金調達の壁は高かつた。かくして採・運材作業を請負う庄屋等名儀人的本伐仕出元締と、山伐仕出と川狩運材等諸経費の貸付による事実上の金主的仕出人として結合したのが、豪商撤退後の在地中核材木商で、犬山屋神戸家もそのうちの代表的な一人だつた。

木曽山地方における延宝から元禄初期の犬山屋神戸家の採・運材仕出經營について筆者は本誌前号⁽¹⁴⁾でとりあげ、同事業には藩営仕出中の作業行程の一部を受託する場合(御用仕出)と、ある年の藩有林の採・運材を委託され落札条件に従い自己資金立替の下に行う仕出(手前金仕出)とがあることを指摘した。そして今回は前回よりやや時代が下つた元禄から宝永期の材木商神戸家の営業についてとりあげた。史料は前回は「仕出状」を用いて採・運材収支に視点をおいたが、今回は主に「支出簿」から資金の循環に注目した。初めにとりあげるのは、裏木曾三カ村のうち加子母村の貞享三年・四年の事業で、史料の内容を集約したのが〔表3〕である。

元禄に先立つ貞享三年の山伐仕出は御用仕出で行われた。材木商神戸分右衛門は御林の本切仕出を材木役所より受託し、「寅本切櫛物売代金四百拾八両銀拾弐匁九分五厘」を、在方の名儀的本切仕出元締の加子母山庄屋内木彦七に渡した。この際の柾・木挽・日用人件費等山伐仕出経費「山本入用金」は、「利足今月る壹ヶ月ニ金壹両ニ付銀壹匁宛」で貸付られた。これは当時の種の場合もつとも基準的な利率で、「壹ヶ月兩壹匁」とは両六〇匁として一年では一二匁になるので年率二割にあたり、利足は神戸分右衛門にとって貴重な稼ぎだった。一方「本切柾乗賃藤代」の運材費等経費は、御材木役所持として内木彦七を通じて上納されており、御用

仕出の証である。さらに「寅本切櫛物御運上代」がこの本切仕出の運上として内木彦七を通じて上納された。

貞享四卯年の場合も、神戸分右衛門は「卯本切櫛物売代金三百六拾弐両」を内木彦七に渡し、その際の山本入用金を内木は神戸から前借りした。そして柾乗賃藤代等経費と運上代を神戸は内木を通じて上納した。この時代の材木商の活動はすべて木材と共にあり、それは貸付金でさえも木材関連で、すべてが山の中の営業だつた。

次にとりあげるのは、さらに時代が下つた元禄に続く宝永三・四年の苗木山の例で、史料の内容を集約したのが〔表4〕である。

この頃になると本切仕出は手前金仕出が多くなり、苗木山の場合も犬山屋神戸分左衛門を元締とする手前金仕出であった。この方式は商人本締仕出とも運上仕出とも呼ばれ、初期は出願人が自費で行つた採・出材に運上が課されたが、元禄頃からは落札・運上代金前納制に移行していく。したがつて事業の支出簿であるこの記録からは運上金上納の記載が消え、さらに「柾乗賃金・藤代」等経費も元締神戸分左衛門の自己負担のため役所との間で立替金清算もみられない。本伐仕出事業が自己資金になつたことは、事業の利潤もすべて神戸分左衛門に帰すことで、資金運用が自由にできることがある。そこで先に貞享期加子母山の事例にみた山伐仕出金の山内循環体系から、外部世界への展開が開始された。以下その動勢を〔表4〕から五つの類型に分けて考えてみよう。

第一は凶作の年をはじめ、耕地が乏しい山間村への救荒対策費の貸付である。例えば宝永三年の「御借米手形質物請取かし」は、御借米手形を質物にした五七〇両の貸付けである。この救荒米慣行は古くからあつたようで、「請取申御借米之事 合五百石者引起也 右是ハ木曽谷中村々百姓と

〔表3〕 犬山屋神戸家の加子母山本切渡金控

年月日	渡金宛先	渡金種別	金額		渡金の目的・内容	備考
年月日			両分	匁分厘		
貞享3寅 閏	1.28 加子母 内木彦七	上納		13.4	本切樺乗賃藤代	利月両ニ銀1匁宛
	2.18 同	貸	30.		山本入用金之内	
	2.22 同	上納	25.		本切御運上代	
	2.25 同	貸	3.		名古屋入用金之内利足差引請取	
	3. 8 同	貸	5.		名古屋入用金之内	
	4.10 同	貸	70.		山本入用金之内利足差引請取	
	4.22 同	上納	20.		本切御運上代	
	5.23 同	上納	0.1	6.5	酉本切小角源太檜分一運上残金	
	5.23 同	上納	2.	8.5	亥本切小角源太檜分一運上残金	
	5.23 同	上納	40.		寅本切櫻物運上代利足差引済	
	6.11 同	上納	5.	10.9	本切樺乗賃藤代	
	6.12 同	上納		9.4	同上	
	6.23 同	貸	70.		山本入用金之内利足差引請取	
	7. 5 同	貸	70.		同上	
	7. 9 同	上納	60.		寅本切運上代利足差引済	
	9.12 同	上納	7.	11.6	寅本切樺乗賃藤代	
	10. 1 同	貸	30.		山本入用金之内利足差引請取	利月両ニ銀1匁宛
	10.13 同	貸	46.3	1.67	代官磯谷与右衛門殿渡手形	
貞享4卯	11. 3 同	上納		9.6	寅本切樺賃藤代	利月両ニ銀1匁宛
	11.29 同	貸		50.	山本入用金之内	
	12. 5 同	渡	418.	12.95	寅本切櫻物壳代金之内	
	12. 5 同	貸	108.1		本切山本入用金之内利足	
	12. 6 同	貸	50.		同上	
	12.12 同	上納	60.		寅本切御運上代	
	12.25 同	貸	40.		山本分金利足	
	1. 5 同	貸	100.		山本入用金之内手形	
	1.22 同	上納	7.1	11.1	本切樺乗賃藤代	
	3.18 同	貸	100.		山本入用金之内	
	4.14 同	貸	30.		卯本切山本入用金之内	
	5.12 同	上納	50.		卯本切御運上代	
	5.14 同	貸	30.		卯本切山本入用金之内	
	6.晦 同	貸	70.		同上	
	7.23 同	上納	10.	9.7	卯本切樺乗賃藤代	
	8. 6 同	貸	30.		山本入用金之内	
	8.13 同	上納	80.		卯本切御運上代	
	9.24 同	貸	10.		山本入用金之内	
	10.14 同	上納	9.3	11.8	卯本切樺乗賃藤代	
	10.23 同	貸	46.2	5.	代官稻葉次郎兵衛渡	
	11.15 同	貸	10.		山本入用金之内	
	12.17 同	上納	10.		卯本切御運上代	
	12.27 同	上納		3.8	卯本切樺乗賃藤代	
	12. 同	渡	362.		卯本切櫻物壳仕金之内渡	

出所史料 「天和四年 加子母金帳 元材木町 神戸分右衛門」(徳川林政史研究所蔵)

年月日	渡金宛先	渡金種別	金額	渡金の目的・内容	備考
年月日			両分	匁分厘	
5. 2	塩町 大橋十兵衛	貸	15.	来ル五月中返金手形有	利月両ニ銀5分宛
5. 3	犬山 神戸弥左衛門	渡	245.2	犬山円城寺米壳代金内重テ渡	
5. 9	海老や町 勘助	貸	50.	餅米100俵質物取5月切貸	
5. 9	錢屋喜兵衛	貸	70.	会津蠟質物取6月切貸	
5.11	犬山 神戸弥左衛門	渡	108.2	沓掛ヶ村米100石代金請取重テ犬山遣	
5.28	苗木 小栗兵左衛門	立替	20.2	松角檜乗賃金	
6. 4	繁田久左衛門	渡	68.2	苗木山松角壳代金仕切渡	
6. 7	苗木 小栗兵左衛門	立替	7.	松角檜乗賃金円城寺渡	
6. 9	大曾根村 喜兵衛	貸	40.	成瀬隼人様配対米40石質物取	
6.22	神戸文七郎	貸	120.	買木入用金貸	
6.	若山佐助	渡	7.	大宝新田入用金内渡	
6.	車町 境久助	渡	15.	大宝新田入用栗石手付金内渡	
7. 5	苗木 小栗兵左衛門	渡	40.	松角壳代金内渡	
7. 9	塩町 大橋十兵衛	貸	130.	犬山円城寺檜乗飯米買代金内貸	
7.10	車町 境久助	渡	40.	大宝新田栗石前金内渡	
7.10	水谷久左衛門	貸	30.	沢井助左衛門様用金	
7.13	植村次郎左衛門	貸	61.3	村方借金利足	月両ニ銀9分宛
7.13	車町 境久助	貸	20.	木綿買入金貸	
8. 3	前田伝兵衛	貸	10.	長野秋馬様入用金	利月両ニ銀7分5厘
8.24	若山佐助	渡	10.	大宝新田入用金	
8.晦	神戸文七郎	貸	20.	買木入用金之内貸	
9. 8	伊勢屋勘四郎	渡	15.	大宝新田权入用金之内渡	
9.10	近松孫兵衛	貸	20.	当暮返済筈	
9.17	白鳥 武左衛門	貸	30.	同上	利月両ニ銀8分宛
9.27	若山佐助	渡	100.	大宝新田入用金	
10. 5	伊勢屋勘兵衛	貸	200.	実綿170俵入金	利14両
10. 6	神戸文七郎	貸	90.	買木入用金之内	
10. 8	作兵衛	貸	100.	実綿63俵質物取	利7両
10. 8	車町 源兵衛	貸	200.	繅綿57俵入	利10両
10.28	大高村 山口源兵衛	貸	30.	新田普請入用	利両ニ銀7分宛
11. 1	苗木 小栗兵左衛門	渡	55.	松角壳代金内渡	
11. 1	若山佐助	渡	60.	大宝新田入用金	
11. 8	加賀源左衛門	貸	15.	成瀬修理様御用金	
11.10	苗木 小栗兵左衛門	渡	9.2	4.8 松角檜乗賃金円城寺渡	
11.10	繁田久左衛門	渡	41.3	3.4 松角壳代金仕切渡	
11.14	苗木 小栗兵左衛門	渡	8.1	11.82 松角檜乗賃金犬山渡	
11.16	若山佐助	渡	60.	大宝新田入用金	
11.18	神戸彦右衛門	貸	60.	手形有	
11.18	塩町 大橋十兵衛	渡	105.	江戸神田安休、神戸彦七殿エ餅米買入金渡	
11.21	上宿 清兵衛	貸	100.	御蔵米質物取	利6両
11.22	神戸分七郎	貸	158.	御木屋御年用小物買代内貸	
11.24	塩町 大橋十兵衛	貸	200.	買入金内渡	
11.29	若山佐助	渡	130.	大宝新田入用金内渡	
12. 5	衣笠義左衛門他	貸	150.	山澄大膳様御入用金渡	
12. 5	車町 境久助	渡	105.	大宝新田入用栗石代朽木手付金	
12.	町野孫左衛門他	貸	20.	成瀬修理様御用金	利月両ニ銀7分宛

出所史料「宝永三年 苗木大福帳 元木材町 神戸分左衛門」(徳川林政史研究所蔵)

〔表4〕 犬山屋神戸家の苗木山本切渡金控

年月日	渡金宛先	渡金種別	金額	渡金の目的・内容		備考
年月日			両分	匁分厘		
宝永3戌 1. 5	秋郷与兵衛	貸	50.		加賀源五左衛門様御入用金貸	利月両ニ銀7分宛
2.10	木村久左衛門	貸	570.		御借米手形質物取3月切貸	
2.10	神戸弥左衛門	貸	20.		犬山市橋忠太郎方書入70両内入貸	
2.21	塙町 大橋十兵衛	貸	10.		御切米手形質物取貸	
3.12	辻三左衛門	渡	133.2		苗木山松角壳代金仕切渡	
3.晦	桑名町 長左衛門	貸	100.		質物取4月切貸	利2分
3.晦	舟入町 与左衛門	貸	60.		質物取貸	利1分9匁
3.晦	車町 境久助	渡	102.	11.61	会津蠟燭代渡	
4.15	苗木 市左衛門	渡	102.		苗木山松角壳代金仕切渡	
5. 2	加賀源左衛門	貸	30.		村方工貸	利月両ニ銀8分宛
5. 7	赤河彦兵衛	渡	28.3	2.3	錦織繁田久左衛門梓乗賃金	
5.10	山口又兵衛	渡	94.2	11.1	苗木山松角壳代金仕切渡	
5.13	神戸文七郎	貸	50.		買木入用金之内	
5.18	犬山 小川只助	渡	19.3	7.17	松角梓乗賃金	
5.25	苗木 小栗兵左衛門	渡	110.		松角壳代金内渡	
5.28	若山左助	貸	70.		檜三尺瓦買代之内貸	
5.28	塙町 平三郎	貸	100.		質物取	利月銀40匁宛
6.18	信濃屋五兵衛	貸	100.		御切米手形質物取	利月3分5匁宛
7. 6	塙町 大橋十兵衛	貸	60.		納麦62石大豆87俵質物取	利月10両ニ4匁
7.13	濃州関 助六郎	貸	60.		麦200俵上州大豆33俵質物取	利月10両ニ4匁5分
7.22	前田伝蔵	貸	10.		数馬殿入用金	利月7匁5分
7.	車町 境久助	貸	100.		大坂綿貸	
8. 2	塙町 平三郎	貸	150.		質物取	利月1両宛
8. 5	木村久左衛門	貸	50.		会津蠟8筐質物取	利1両1分5匁
8. 5	錢屋喜兵衛	貸	100.		会津蠟16筐質物取	利2両2分10匁
8. 5	車町 境久助	渡	72.2	13.63	会津蠟10筐買替金	
8.11	木村久左衛門	渡	50.		船運代入用渡	
8.11	万屋庄兵衛	渡	5.		松角梓乗賃犬山エ渡	
9.22	熱田 喜平次	貸	30.		上州大豆110俵質物取	利月両ニ銀6分宛
9.24	苗木 小栗兵左衛門	渡	47.2	29.31	松角梓乗賃金	
9.	小川留左衛門	貸	100.		綿質物取	利月1両宛
10. 4	辻磯左衛門	渡	10.	11.08	松角梓乗賃金	
10.11	辻磯左衛門	渡	56.3	2.16	松角壳代金仕切渡	
10.11	苗木 小栗兵左衛門	渡	226.3	2.16	松角壳代金壳内渡	
10.11	柘植市左衛門	渡	76.	1.93	苗木山松角壳代金仕切渡	
10.18	神戸文七郎	貸	30.		買木入用金内貸	
10.20	万屋庄兵衛	貸	120.		御切米手形質物取	利3両
10.28	車町 境久助	貸	100.		小豆222俵質物取	利4両2分
11.11	田中庄兵衛	貸	150.		十兵衛方エ大豆入	利1両2分
11.17	車町 境久助	渡	628.3	2.22	大坂買物代金川内屋作兵衛方遣	
11.21	苗木 小栗兵左衛門	渡	15.		苗木山松角壳代金内渡	
11.晦	秋郷与兵衛他	貸	50.		源五左衛門様御用金	利月両ニ7分宛
12.24	服部以左衛門	貸	30.		成瀬修理様御用金	利月両ニ銀1匁宛
12.26	小麻義兵衛他	貸	150.		山澄大膳様御用金御知行所米入渡	利年割2分
12.晦	下材木町 平七郎	貸	10.		炭質物取	
宝永4亥 1.25	近松孫兵衛	貸	15.		当暮返金答	利月両ニ銀7分宛
2.14	中村三左衛門	貸	200.		亥3月初切米手形質物ニテ	
3. 8	加賀源左衛門	貸	30.		村方賃金	利月両ニ銀8分宛
3.15	苗木 小栗兵左衛門	渡	12.	9.1	松角壳仕切渡	
4.	苗木 小栗兵左衛門	渡	10.1	9.94	松角梓乗賃金犬山エ拂	
4.	木村久兵衛	貸	50.		会津蠟8筐質物取	利1分10匁4分4厘
4.10	萩原村 勘十郎	貸	50.		餅米質物取4月切	利1分10匁
4.13	辻三左衛門	渡	169.		苗木山松角壳代金仕切渡	
4.23	苗木 小栗兵左衛門	渡	55.		松角壳代金内渡	

も不罷成候ニ付而、御年寄衆へ御訴訟申如此御藏ニ而請取木曾谷中相渡候、但御藏へ御返弁申候儀ハ未之暮申酉三ヶ年ニ急度相済可申候、為後日之趣如此候、山村甚兵衛印 吉原六左衛門殿⁽¹⁵⁾とあり、また「請取申金子之事金千両者小判也」右是ハ木曾谷中当作相違飢饉ニ付而御借被存成候、返上申所ハ年々少宛土井・樽木を指上させ御勘定可申上候、已來甚兵衛手形替可申候、為後日如此ニ御座候 山村甚兵衛内末木弥左衛門印 鳥居作五右衛門殿⁽¹⁶⁾ともある。山村甚兵衛は木曾領代官で、いざれも宝永三年に發動された救慌御借米に対する御手形を質物に、神戸分左衛門による貸付の証である。一方また宝永三・四年の「御切米手形質物請取利壹ヶ月(拾両ニ付)五匁」の米切手計五枚分四九〇両が大坂の掛屋等へ貸付けられているよう

に、米遣い経済時代における米穀商品価値の高さは、流通証券としての米切手売買を通じて、米を販売と投資（あるいは投機）の両面において、もつとも注目度の高い商品におし上げた⁽¹⁷⁾。

第二は米穀以外の商品取引に対する貸付である。それは見込みある商品を質物にとつての貸付や売買を通じての利子利潤の期待である。商品の種類には「納麦六拾弐石・大豆八拾七表質物取利壹ヶ月金拾両ニ四匁宛」「質物麦弐百表上州大豆三拾三表受取利壹ヶ月金拾両ニ四匁五分宛」「質物小豆弐百式拾式表請取利(百両ニ)四両弐分」「餅米百表質物請取」等まず穀物類がある。ついで「綿質物請取利壹ヶ月金拾両ニ四匁五分宛」「質物小豆弐百両ニ金拾四両」「繰綿五拾七表利(弐百両ニ)金拾両也」「利(五拾両ニ)金一百両ニ金拾八筐取」「利(百両ニ)金弐両宛」「実綿百七拾表利(弐百両ニ)金拾四両」「繰綿五拾七表利(弐百両ニ)金拾両也」「利(五拾両ニ)金一百両ニ金拾六筐取」「炭質物取」と綿・蠟・炭等があり、他の年次の記録には絹・真綿・麻もあつた。商品を質物にとつての貸付は、その商品への間接的投資でもある。それがやがて直接販売へ向つたのが次の場面である。

第三は材木商犬山屋神戸家が材木以外の商品売買に参入したケースである。まず古くから付き合いがあつた「江戸神田安休殿神戸彦七殿餅米買金渡ス」で、神田安休は奈良屋茂左衛門⁽¹⁸⁾、神戸彦七は犬山屋神戸家の江戸分家である。更に「大坂買物代川内屋作兵衛方遣ス」「大坂買物代之内渡河野孫十郎かわせ取」等、名古屋の境久助を介して「大坂綿残金手形有」「木綿買入金かし」「会津蠟○印拾筐壹貫六百五拾匁買金」と米・綿・蠟を自前でも商つた。

第四は再び米穀の問題で、ついに神戸分左衛門は新田開発への投資に及び「大宝新田入用金内渡シ手形有」「大宝新田枚入用金之内渡シ重而請取可候」と宝永四年の一年間に五四二両を投資した。新田開発は一年間で完成するものではなく、実は初めの事業がこの年から始まるのだが後にまたふれる。

第五は記録中に本来商業資本の活動とは関係が薄そうな支出が随所にみられ、これは一般にいうところの家中貸および大名貸である。犬山屋分左衛門の場合も貸付先に多数の家中貸が登場する。例えば山澄大膳の場合「山澄大膳様御用金御返済來亥十一月廿五日迄、御知行所米入渡シ筈、利年割弐歩」と、知行米を入質する「筈」で、利率は年弐分の低利であつた。これは他の成瀬修理の場合も「修理様御用金利壹ヶ月金壹両ニ付銀七分宛」で、先述した当時民間の通常利率「月兩ニ壹匁」（年率二割に当たる）に比べれば、かなりの低率だつた。一方大名貸については、豪商とはいえない地方の材木商達にも相応の協力が求められたと推定される。例えば同じ材木商仲間である天満屋の末裔に伝わった藩府側の借用証（五点・合計金額二、七三一両）が、明治初期に旧藩府機関へ寄贈されたが、その所有経路等からみて未済時効（貸倒れ）だつた可能性が高い。

合小判五百両也

右是者今度御用付借上置て候

当寅暮ク來ル酉暮迄八ヶ年之内壹年七歩之利足ニ相定元利共ニ成罷返可被下者也

元禄十一寅年正月十五日

都 弥兵印

富 門左印

沢 三左印

天満屋
与兵衛殿

元禄以前の犬山屋神戸家は、採・運材業と在地元締庄屋への山伐仕出資金貸付による利子所得等山林稼ぎが中心だった。しかし元禄期を跨いだ二〇年後にはかなりの変化を遂げて、山林稼ぎに加えて、米手形にはじまり各種穀物・繊維等商品を質物に掛屋・商人に対する貸付、さらにこれらと同種商品の直接販売も兼ねて営むようになり、その比重は増していく。そして新たに米穀生産への参入、すなわち新田開発の投資にむかつた。かくして出現した複合経営は、はたして新しい産業時代の入口を見出したと考えることはまだ早計だろうか。

四 経営転換時の事業的背景

これまでみてきた貞享・元禄・宝永期の犬山屋神戸家による材木商經營の実際を、主要項目ごとに分類整理したのが「表5」である。ただし本表は

元禄期における経済環境の変化と材木商業資本

当時の犬山屋神戸家本伐仕出事業の全てを収録したものではなく、偶々今回史料上利用可能だった実例を収めたにすぎない。その上一部の史料冊帳中には部分的欠落もあって、記録の一部には疑念も否定できない。また本表は一つの収支決算書からの引用ではなく個別史料からの編集で、ここから近代簿記表記の如く直ちに収支貸借や資産を読みとることはできない。しかしそれにもかかわらず本表がいくつかの興味ある内容を含んでいることも認められるだろう。

本表の主要時代である元禄期は、第一章でふれたように採材の全盛時代はすでに過ぎたが、それでも犬山屋神戸家の事業の中で林業はもつとも重要だった。しかし木材資源の減少・伐跡仕出と榑瓦木等割物生産への移行・生産規模の縮小という過程を辿り、林業売上高は横這いになつた。例えば元禄四年に裏木曾川上村(庄屋原權兵衛)の本伐仕出を請負つた犬山屋神戸分右衛門の仕切状は「一金六百三拾両銀六拾九匁九分三厘 小物仕切表 一金式百七拾八両壹分銀式拾匁八分 小角仕切表 メ九百八両壹分九拾匁七分三厘 (原) 権兵衛殿渡候木代⁽²⁰⁾」とある。今回の本伐では全九百八両中小角(材)が式百七拾八両なのに對し、(榑・瓦木等の)小物は六百三拾両で六九パーセントにも達した。

この頃の本伐仕出には藩の御役木を手前金で請負う手前金(商人本締)仕出が増えたが、請負対象の御役木山が減少したので、一旦他人が藩から押領した御役木の伐出しを、押領主からさらに請負う場合もあり、これが第二章でふれた(尾州)茶屋四郎次郎の「御押領板子八千枚⁽²¹⁾」の仕出代行請負で、いわば茶屋家発注の御用仕出である。この茶屋家御押領は、元禄八亥年迄は地山三千五百枚御押領一、〇〇〇両分であったが、元禄九年から三ヶ村山へ所替りとなつた。次は犬山屋分左衛門から茶屋長固(延久)宛に

資金運用										出所史料
山本入用金貸付		御借米手形 切米手形用貸付	大・小麦 蠶・炭担保取貸付	大・小豆	綿・麻・絹・蠶 販売代金	**新田開発 入用出資金		無担保貸付 大名家中貸		
両	分	両	分	両	分	両	分	両	分	
320.										1)
518.1										1)
499.3										1)
610.1		46.1	16.							1)
607.		53.1	2.2							1)
950.		25.2	8.15							2), 3)
500.		40.	3.1							1)
357.		19.1	1.05							2), 3)
630.		7.3	2.62							4), 5)
370.										6), 7)
220.		35.	14.77							1)
190.		16.3	12.35							2), 3)
230.		6.3	6.53							4), 5)
400.										6), 7)
300.										1)
5.2	8.7	210.								6), 7)
			440.							8), 9)
670.									200.	10), 11), 12), 13)
		305.3	13.42			178.	11.93	890.		6), 7)
		50.				55.	17.43			10), 11), 12), 13)
		50.		800.			65.		315.	10), 11), 12), 13)
		825.		892.2	25.2	176.	2.72		380.	12), 13)
		73.3		18.					300.	12), 13), 14), 15)
		418.	19.23	100.					991.1	12), 13), 14), 15)
				320.1	14.93				1,100.	12), 13), 14), 15)
		570.		1,394.3		838.3			205.	16)

〔表5〕 犬山屋神戸家の木曽山・裏木曽山伐仕出と再生産資金運用

年 度	山 伐 仕 出									
	仕 出 山	在 地 請 負 元 緒	仕 出 樹 種・材 種	木 材 売 掛 代 金	運 上 金 上 納	* 筏 乘 賃 金・藤 代				
元禄期における経済環境の変化と材木商業資本	貞享2年丑	加子母山	内木彦七	檜	両 分 634.	匁 分 厘 28.87	両 分 193.	匁 分 厘 1.4	両 分 17.1	匁 分 厘 30.7
	貞享3年寅	加子母山	内木彦七	檜 角・源太	615.1	9.94	254.	16.67	12.	59.9
	貞享4年卯	加子母山	内木彦七	檜	794.1	14.44	186.2	5.	27.	40.8
	元禄元年辰	加子母山	内木彦七	檜	843.2	34.34	218.3	24.6	19.3	11.7
	元禄2年巳	加子母山	内木彦七	檜	1,377.1	17.4	260.		28.	5.7
	元禄2年巳	付知山	田口四郎三郎	檜・檼・明檜 樽	710.3	15.96	269.2	57.1	38.2	36.2
	元禄3年午	加子母山	内木彦七	檜	1,290.	50.84	231.3	1.1	23.	8.
	元禄3年午	付知山	田口四郎三郎	檜・明檜 角・樽	1,321.3	24.21	560.		60.2	5.5
	元禄3年午	川上山	原權兵衛	明檜 角・樽	1,047.1	11.96	245.		7.2	34.6
	元禄3年午	黒沢山	馬場嘉右衛門	檜 樽	916.2	44.23	380.		36.3	22.7
	元禄4年未	加子母山	内木彦七	檜 樽	887.	7.34	190.		52.2	13.8
	元禄4年未	付知山	田口四郎三郎	檜	1,355.1	37.26	383.2	7.7	71.1	59.
	元禄4年未	川上山	原權兵衛	明檜 角・樽	908.3	60.73	90.		64.2	24.8
	元禄4年未	黒沢山	馬場嘉右衛門	檜・松 瓦	672.	22.97	185.		22.	25.7
	元禄5年申	加子母山	内木彦七	檜・嵐子	1,294.	50.91	100.		3.3	12.3
	元禄5年申	黒沢山	馬場嘉右衛門	檜・檼・松 瓦	793.1	32.74	155.		20.	23.5
	元禄5年申	三浦山	田口四郎三郎	檜・松 樽・瓦	914.3	5.42	54.2	4.	151.1	10.6
	元禄6年酉	加子母山	内木彦七	檜	1,247.3	55.16	285.		49.3	13.2
	元禄6年酉	黒沢山	馬場嘉右衛門	檜・檼 樽・瓦	1,025.2	21.09	280.		30.2	17.6
	元禄7年戌	末川山	神戸伝八	檜・檼・嵐子 板子・樽・瓦	1,940.2	30.78	382.2	22.7	149.	38.3
	元禄8年亥	黒沢山	馬場嘉右衛門	檜・檼・嵐子 樽・瓦	1,567.3	10.89	613.1	14.4	38.1	22.11
	元禄8年亥	末川山	神戸伝八	檜・檼・嵐子	2,266.1	24.22	600.1	7.4	86.3	31.3
	元禄9年子	末川山	神戸伝八	檜・檼・嵐子・松・樅 板子・樽・瓦	2,333.3	25.93	650.1	7.4	106.1	16.5
	元禄10年子	末川山	神戸伝八	檜・檼・嵐子・樅・姫子松 瓦	1,502.2	14.5	137.3	13.7	9.1	13.1
	元禄12年卯	末川山	神戸伝八	松・樅 角・瓦	2,517.2	24.73	794.	17.6	18.2	0.6
	元禄13年辰	末川山	神戸伝八	檜・檼・松・樅・嵐子 角・瓦	2,023.	14.2	710.3	44.7	109.3	44.7
	元禄14年巳	末川山	神戸伝八	檜・檼・嵐子・樅・松 梅 角・瓦	2,773.1	16.83	479.3	1.7	151.3	51.5
	元禄15年午	末川山	神戸伝八	樅・梅 角	2,240.3	48.96	479.3	1.7	98.3	1.7
	宝永3年戌	苗木山	小栗兵左衛門	檜・松 角・丸太	1,170.1	33.62			82.3	29.45

送られた仕切状「御拌領板子壳代金渡通」である。

午之御本切下檜厚薄板子請取通(元禄十六年)
未十六日
取次 犬山屋分左衛門

檜七尺壱間厚板子
同七尺壱間薄板子

五百九拾三枚
六百三拾枚

未九月十六日

五百九拾三枚
六百三拾枚

未九月廿一日

五百九拾三枚
六百三拾枚

未九月廿二日

五百九拾三枚
六百三拾枚

五百九拾三枚
六百三拾枚

五百九拾三枚
六百三拾枚

五百九拾三枚
六百三拾枚

未九月廿二日

五百九拾三枚
六百三拾枚

五百九拾三枚
六百三拾枚

五百九拾三枚
六百三拾枚

内千三拾枚
四百九拾枚 厚板子

七拾武貫六百拾五匁
金メ千武百拾兩壹分也

厚板子

一式拾武貫八百八拾三匁
金メ三百八拾壹兩壹分ト八匁也

厚板子

二口金メ千五百九拾壹兩武分ト八匁也

〔御拌領板子八千枚〕山伐仕出を毎年犬山屋神戸家が請負つたことは他

資金運用										出所史料
山本入用金貸付	御借米手形 切米手形用貸付	大・小麦、大・小豆 蠶・炭担保取貸付	綿・麻・絹・蠶 販売代金	**新田開発 入用出資金	無担保貸付 大名家中貸					
両分	匁分厘	両分	匁分厘	両分	匁分厘	両分	匁分厘	両分	匁分厘	16)
		469.	1,084.		237.	572.	170.			17)
		935.	10.42	810.		43.	12.81	390.		17)
		1,763.	9.88	631.2		303.1	11.04	305.		

- 9) 「元禄四年 (三浦山) 金渡帳 神戸分右衛門」(徳川林政史研究所蔵)
- 10) 「元禄六年 犬山金帳 (神戸分左衛門)」(同上)
- 11) 「(元禄六年) (犬山) 金拂帳 神戸分左衛門」(同上)
- 12) 「元禄七年(末川山) 犬山金帳 (神戸分右衛門)」(同上)
- 13) 「(元禄七年) (末川山) 金請帳 神戸分右衛門」(同上)
- 14) 「元禄十三年 (末川山) 犬山金帳 (神戸分右衛門)」(同上)
- 15) 「元禄十三年 (末川山) 金渡帳 神戸分左衛門」(同上)
- 16) 「宝永三年 (苗木山) 大福帳 (神戸分左衛門)」(同上)
- 17) 「宝永八年 (田立山) 大福帳 (神戸分左衛門)」(同上)

〔表5〕 犬山屋神戸家の木曽山・裏木曽山伐仕出と再生産資金運用(続)

年 度	山 伐 仕 出							*筏乗賃金・藤代
	仕 出 山	在地請負元締	仕出樹種・材種	木材売掛け代金	運上金上納	両 分	匁 分 厘	
宝永4年亥	苗木山	小栗兵左衛門	檜・松・栗 角	490.1	1.2			185.
宝永8年卯	田立山	松下徳左衛門	檜 樽・瓦	1,205.2	16.28			
正徳2年辰	田立山	松下徳左衛門	檜・楓・松・櫂 角・板子	***58.3	14.56			51.48

註

*この項の数値は振幅が大きく、その理由も不明だが精度にも疑念が残る。

**新田開発投資が本格化するのは、今回対象とした時期の後になる。

***この年犬山屋は、田立山では木材の山伐よりも仲買いに力を注いだ。

出所史料

- 1)「天和四年 加子母金帳(神戸文右衛門)」(徳川林政史研究所蔵)
- 2)「元禄式年 付知金帳(神戸分左衛門)」(同上)
- 3)「元禄式年 (付知)金渡帳 神戸分左衛門」(同上)
- 4)「元禄式年 川上金請帳(神戸分右衛門)」(同上)
- 5)「元禄式年 川上金拂帳(神戸分右衛門)」(同上)
- 6)「元禄式年 (黒沢山)萬金帳(神戸分右衛門)」(同上)
- 7)「(元禄式年)(黒沢山)金渡帳 神戸分右衛門」(同上)
- 8)「(元禄四年) 三浦山金帳(神戸分右衛門)」(同上)

の記録にあるが、経費・運上・利益配分額等は不詳である。

さらにまた御役木の山伐仕出を直接行わざとも、伐出後の木材を集め市場へ出荷する集荷仲買業の営みもある。犬山屋神戸家は在地の本伐元締人や在方商人仲間へ買木資金の貸付も行った。例えば田立山仕出の「大福帳⁽²³⁾」には「御拂方田立山樅物買代内渡ス」「西野山樅物買代之貸」「川上檜四尺瓦買代貸」「飛州松角買代金」「阿寺檜三五樽買代貸」等の記録がある。田立山には買木人達による資金調達の組織として買代仲間があつた。例えば「三ヶ村檜板子買代仲間入用貸利足壱ヶ月金壱両銀七分宛 手形式百両百五拾両式通請取置 己三月切 此利式拾四両式分 受取内七両徳左衛門配金^(正徳2年)⁽²⁴⁾ (後略) 辰十月三日」とあり、買木費としての三五〇両を両当たり月銀七分の利率で来三月まで借りる条件で、借り手の買代仲間の代表が利足の歩戻し金七両を預る松下徳左衛門である。田立山には他にも丹羽源七が代表の買代仲間があり、宝永八年の借入金は前者が三五〇両、後者が二〇一両二分だった。

この時期林業資源減耗の壁に直面した材木商は、直接伐出しの他に集材へ、さらに貸付と利子稼ぎへ踏み出していくがそれは商業資本の常道でもあつた。そうなれば次の活動舞台は林業の枠外に出、当時市場が広がり始めた米・麦・大小豆等穀物、綿・絹・麻・蠟等製造業原料取扱商人への商利貸付活動に入り、後にはその一部業種の仲買・販売人として直接市場に参入するようにもなつた。これらの商品を質物とする貸付金利子收入は、当時木材販売額に次ぐ金額に達すると推定されるが、記録には貸付条件上利子率は記録されているが実際上の貸付期間の記録を欠く場合が多く、今回は利子総額は詳らかになし得なかつた。

五 結語に代えて—その後の進路をめぐつて—

一金弐百両程
メ金千弐百四拾弐両弐分

呉服御用代壹割之御影

(中略)

ここで木曾山地方の材木業に関わりがあった二人の商人を比較してみよう。一人は茶屋分家尾州茶屋で、近世初期には尾張藩呉服師と納戸所を務めた特権商人として権勢を振ったが、この時期には呉服業の不振で複合経営をはかり、林業でも扶持的な意味で毎年板子を拝領していた。ところが元禄十年、藩は拝領板子伐出山の変更を同家に伝達したところ、同家側は新しい御林山では板子販売額が減少するとして再検討を願出るが、その上申書に同家当時の事業内容を要約した覚書が付いてるので次に示す。

元禄九子年極月⁽²⁵⁾

〈尾州茶屋〉覚書

一金四百弐拾八両弐分

一金弐百両

一米七拾八石四斗程

一米百七拾八石弐斗

此米弐口

代金弐百拾三両三分余

但壱石弐斗かへ二て

此分ハ何茂御存知有之候

御公儀々之御影之程如何と御尋

一金弐百両程

長崎ニ而系御影

延享二丑年繩入⁽²⁶⁾

高 四百九十九石七斗六升九合

神戸新田

右ハ去亥之年迄ハ地山原板子三千五百枚ツ、御拝領代金千両程ツ、ニ成候処ニ、当子之年ハ三ヶ村板子八千枚被下置候ヘとも代金弐百五拾両宛ニ成兼候故(中略)此度茶屋長守・長固勝手無如意ニ付御願申上候

元禄十丑年正月十三日

茶屋加右衛門

豪商だった尾州茶屋家にとつて材木は最重要商品ではないが、それでも新御林山の減収見込は驚きだったようで、新しく拝領した三ヶ村山は数量は多くても材種に問題があつたのだろう。尾州茶屋家はまたこの時点で新田投資を行つてゐる。「覚書」でも寛文三年に初代新四郎長吉(長意)が古新田高一、五九〇石の十分の一の高一六一石を拝領し、延宝五年に四代新四郎延久(長固)が後新田高一、一八九石の三分の一の高三九六石を拝領している。そして古新田の七八石四斗と後新田の一七八石二斗、計二五六石六斗を得、これは米代金一二三両三分余に相当し、同家収入の一七・二パーセントにあたる。

一方犬山屋神戸家は、この頃本業の林業が昇りつめて経営の転機に直面し、商品流通市場への出資、商業の直営、そして米穀生産への進出たる新田開発への投資と、経営の多角化へむかつた。宝永四年犬山屋分左衛門は町人請負新田として大宝前新田、後に神戸新田と改称する新田造成に着手した。⁽²⁷⁾ 同新田の状況を尾張藩吏樋口好古の巡察記『尾張徇行記』から抜粋しよう。

内田四十二町六反二十七歩
内畠二町八反三畝歩

(中略)

一此新田ハ宝永四亥年神戸文左衛門開墾シ、最初ハ百二十五町歩ナリシカ其年大地震ニテイリコミ、翌子春再墾セリ、又其年七月大風高波ニテ決壊シ、其時沖手ニテ二十五町ホト切出シ、又正徳四年大風ノ後五十町余切出シ、享保七寅年今ノ町反数ニナリ、延享二丑年検地アリ、(中略)初大宝前新田ト云、文化□年神戸新田ト名目改ル、犬山屋文左衛門扣ナリ

一此新田ハ初ノ宝永四亥年町数百二十五町入札申付、敷金七千八百十一両二分度々差上自分金ヲ以テ堤築立、翌子年ヨリ酉マテ十ヶ

年作取、年数明十年百名極免高五ツ取ノ筈ニテ堤ヲ築立ケルカ、子年暴風ニテ堤決壊シ辰巳ノ出張持チカタク、見立ニテ町数二十五町程クリコミ寅夏マテニ堤築立リ、然リ二十年以前午ノ年ニ大風ニテ堤決壊シ度々ノ損亡入用不少ニヨリ、依願御定ノ外作取年数ヲ延、享保八癸卯年四月願ヒスミ、又翌寅年申渡如左

一大宝前新田之儀、来卯年作取年数明已後反ニ弐斗三升永々定納之筈先年相極候処、各新田之儀敷金大分差上町数百廿五町程取立候処、度々の大難ニテ入用金三万五千両余ニテ漸五拾町程取立候付、借金利鞘差支ヘ甚及難渋候間、来卯年壬寅年迄十二年作取年数差延、年数明已後反取をも御減被下、前三定通來卯年ニ堤杖等修復之儀、上々被仰付被下様との願趣申達候、先件之通大分之敷金差上新田町数通半減、度々の大難ニテ入用金大分懸候段無拠難渋之筋無拠相聞候

付、御吟味之上来卯年壬子年迄十ヶ年内作取年数明享保十八丑年より反ニ壱斗七升ツ、定納被仰付、堤杖堤等修復之儀當時中堤御取扱ニ成候後ハ惣御国堤之儀候故願之通

上より御修復被仰付筈の野年貢等取立候儀ハ前々の通ニ候事
村高四九九石はすべて藏入地で、犬山屋神戸分左衛門が七、八一一両三分の敷金で落札し、鉄下年数一〇年取箇五ツという条件だつた。順調であれば茶屋家のように、一斗二升を壱両に換算して年間二〇八両の取分を得ることになり、さきの茶屋家の場合とほぼ同じ規模になる。しかし實際は新田造営着手の宝永四年(大地震)、翌宝永五年(大風高波)、正徳四年(大風高潮)、享保七年(大風高潮)と自然災害に見舞われ、当初の建設計画一二五町は、被災と復旧をくり返し享保七年には四五町七反に後退した。そしてこの間の復旧費用に三五、〇〇〇両を費した。

ところで新田開発の成否を決定づける二つの条件がある。一つは立地条件で、木曽川等の諸河川によるデルタ沖積地と伊勢湾奥の干潟を利用した干拓地新田は、また台風がもたらす水害と高潮の危険に向き合うことになる。そしてもう一つは被災した時の復旧費用の大きさであり、その経費は「惣御国堤之儀候故願之通 上より御修復被仰付筈」と公儀によるのが望ましいとするのは、現代迄通ずる理念である。

いわゆる豪商ではなく地方の材木商人だつた犬山屋神戸家が、この地方の材木資源の限界に直面して選択した新田地主への道は最初から意図したものだつたのか、それとも当初は新田投資は一部門にすぎなかつた複合経営計画が、その後の思わぬ厳しい現実を前にして、商利貸付や商品販売等の兼業を整理・集中した結果だつたのかは、興味あるとともに重要な問題である。

それでは当時の商人にとって、商利貸付投資や商品販売は魅力がなかつたのだろうか。近世中期は商品生産の勃興、市場・貨幣経済の興隆がみられた時代ではあるが、一方封建体制下では経済の歩みは決して速くなかった。経験したことのない成長と変革を警戒した幕府は、体制維持のための「改革」を度々重ねた。特に各次「改革」に登場する緊縮政策は、商業の膨張⁶商店の増加と相容れないものだった。元禄から九〇〇年後の寛政改革時ではあるが、「御城下綿会所相立延商相済候得者在におひてハ米延商ひ同様相心得、右延綿商ひ筋にたつさわり候義一切致間舗候、尤是迄仕来候正綿を以商ひいたし候儀ハ不苦筈候、若右綿延商ひ筋にたつさわり候者於有之ハ急度咎可申付者也」⁽⁷⁾とあって米・綿商ひの増加不可の御触の下で、神戸家は綿商ひ所開店の申請をしたところ「是迄仕来候正綿を以商ひいたし候儀ハ不苦筈候」の但書条項に叶つて「今度於 御城下綿会所延商相済候ニ付、御国一統之御触承知奉畏候以上 寅二月 神戸弥左衛門」と何とか認可を得ることができた。しかし米商ひには但書条項がなく参入が規制された。それは米の商品価値の高さの反映でもあり、それこそが新田開発投資の誘引力でもあった。

濃尾平野デルタの新田開発は水害・高潮との対抗であり、近代の伊勢湾台風時に至つてもなお自然の制御に成功しなかつた。問題は土木技術の他に堤防建設の高額な費用の負担にあつた。したがつて新田開発に出資した材木商人は、堤防建設・修築の労働と費用に追われて、当時普及し始めた商利貸付・商品販売等兼業部門の縮小・撤退へむかい、新田經營に集中し農村に寄生化していく。もし兼業種の選択収斂化ではなく当複合經營で成功を修めた例を求めれば、大坂の鴻池家のように蔵元・両替商・酒造業等成長業種を営み、新田投資へも多額の資本を運用できる豪商の場合

で、さらに大名貸を行う政商的機能も貢献したのかも知れない。一方この地において商利貸付・商品販売の方向を選択した商業資本の場合は、自然の制約は相対的に小さく、かつ個人の才覚と勤勉が成果に反映した。経験したことのない成長よりも現実の維持を至上の命題とする保守政策がとられ、近世後半には重商主義の萌芽は度々の「改革」によつて現状に留められた。本邦では早くも部門によつては、寛文頃にはマニュファクチャニアが形成されたとする学説もあり、この時代尾張地方でもこうした制定にも係わらず、貨幣・市場経済が着実に広がつていつたと推定するのもあながち的はずれではないだろう。幕藩体制が終り近代の到来を迎えた時、この地方の産業化が全国に先駆けて目覚しく開花したことが何よりもそれを物語るのではなかろうか。

註

(1) 所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九七五年)六五八頁。

(2) 「寛文五年より安永六年 木曾惣山并三三ヶ村七宗山御材木惣木數員數控」(徳川林政史研究所蔵)。

(3) 「延宝一宝永 神戸木材文書」(徳川林政史研究所蔵)中の「未十二月 乍恐奉願事 恵那郡三ヶ庄村屋控書」。

⁽⁴⁾ 元禄四年

(4) 拙稿「近世木曾山林業の本伐仕出と商業資本——尾張藩林政享保改革前の仕出元締庄屋と材木商人」(『徳川林政史研究所研究紀要』第四七号、二〇一三年)。

(5) 大石慎三郎「町人請新田の成立事情——神戸新田(大宝前新田)」(『史学雑誌』第六〇編第九号、一九五一年)。

(6) 「元和五年 竹腰家文書式」(徳川林政史研究所蔵)中の「方々來書付類 覚」。

(7) 「慶長一寛文 木曾古記録写式 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)。

(8) 所三男「角倉与一と木曾山」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四三年度、

(一九六九年)。林屋辰三郎『角倉了以とその子』(星野書店、一九四四年)。同『角

倉素庵』(朝日新聞社、一九七八年)。宮田章『角倉了以の世界』(大成出版社、二〇一三年)。

(9) 「寛永拾五年—正保四年 材木元伐仕出記録 山村甚兵衛」(徳川林政史研究所蔵)。

(10) 「元禄五年より尾州中島(茶屋)古記録全」(徳川林政史研究所蔵)中の「正月十八日端書なし」。

(11) 中田易直『元禄享保期尾州茶屋経営史』(『日本歴史』第一六〇号、一九六一年)。

(12) 「貞享三寅極月 元伐御免諸木壳代金渡ス通帳 神戸分右衛門(△)本郷庄助・阿佐野市左衛門殿」(徳川林政史研究所蔵)。

(13) 「従延宝五年至寛政十二申年 永々録二番 神戸弥左衛門」(徳川林政史研究所蔵)中の「由緒之儀書付差上候様被仰付候ニ付相認差上申候御事 未七月 神戸弥兵衛」。

(14) 前掲(4)。

(15) 「寛永拾五年—正保四年 材木元伐仕出記録 山村甚兵衛」(徳川林政史研究所蔵)中の「寛永拾九年 請取申御借米之事」。

(16) 前掲(15)中の「寛永拾九年 請取申金子之事」。

(17) 高楢泰郎『近世米相場の形成と展開—幕府司法と堂島米会所の発展』(名古屋大学出版会、二〇一二年)。

(18) 前掲(4)。

(19) 「延宝元年—享保元年 天満屋文書」(徳川林政史研究所蔵)。

(20) 「元禄式年 川上(村)金請帳 元材木町 神戸分右衛門」(徳川林政史研究所蔵)中の「元禄式年(元禄五年)金請帳」。

(21) 「寛延二年 尾州茶屋記録集全」(徳川林政史研究所蔵)中の「元禄九子年極月覚書」。

(22) 「元禄五年 御拝領板子壳代金渡通 犬山屋分左衛門 茶屋長固殿」(徳川林政史研究所蔵)中の「午之御本切下檜厚薄板子請取通 取次犬山屋分左衛門」。

(23) 「宝永八年(田立山)大福帳 元材木町 神戸分左衛門」(徳川林政史研究所蔵)。

(24) 前掲(23)中の「辰年取替金覚 元材木町 神戸分左衛門」。

(25) 前掲(21)。

(26) 前掲(11)。林董一「尾州茶屋家の拝領知」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四六年度、一九七二年)。

(27) 前掲(5)。

(28) 樋口好古著・佐々木隆美校訂『尾張徇行記』(名古屋市教委・復刊、名古屋叢書・続編第八巻、一九六九年)、一一四一一六頁。

(29) 「従延宝五年至寛政十二申年 永々録一番 神戸弥左衛門」(徳川林政史研究所蔵)中の「寛政六年二月 端書なし」。

(30) 福本和夫『日本工業の黎明期—日本マニュファクチャの総合・比較研究』(未来社、一九六一年)。同『日本捕鯨史話—鯨組マニュファクチャの考察を中心にして』(法政大学出版局、一九六〇年)。